

教育の無償化に必要な予算額及び法律制度等の整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年六月十五日

藤末健三

参議院議長 伊達忠一殿

()

()

教育の無償化に必要な予算額及び法制度等の整備に関する質問主意書

憲法改正により幼児教育から高等教育までの教育の無償化を憲法に規定すべきとの議論があるが、そうした議論の前提として、教育の無償化を行うために必要となる予算額及び整備が必要となる法制度等について明らかにすることが必要である。無償化の対象は幅広く検討するべきではあるが、議論の出発点として、各学校段階における授業料及び小・中学校における給食費について、以下質問する。

一 教育の無償化に関する政府の基本的な見解を示されたい。

二 以下の各項目について、無償化を行うために必要となる予算額及び整備が必要となる法制度等を、それぞれ示されたい。

- 1 国公立大学の授業料無償化
- 2 私立の大学及び専門学校の授業料無償化
- 3 高等学校の授業料無償化
- 4 幼児教育の授業料無償化
- 5 小・中学校における給食の無償化

右質問する。

()

O